新内 両家の確執新内節

はじめに

その浄瑠璃の一つに豊後節があり、これは宮古路豊後掾が創始したなどがあり、ひいきの役者が出演する歌舞伎芝居を楽しんだ。ある。庶民に親しまれた歌舞音曲には小唄・三味線・浄瑠璃・舞踊人々が毎日の暮らしの中で、楽しみにしている一つに歌舞音曲が

鶴賀新内節あるいは鶴賀節とも称され、いつしか略称されて「新内この豊後節を新たな曲に節付けして生まれたのが新内浄瑠璃で、もので、豊後節あるいは宮古路節とも呼ばれ、世上で持てはやされた。

新内節の曲調は情けさ・粋さ・艶やかさを特徴的に語る浄瑠璃で、

節」と呼ばれるようになった。

人々の口の端にのぼり広く知られ愛誦されるようになった。時には聴く人の心情を揺さぶり庶民から多くの支持を得て、さらに

評判の高まりにつれて入門を望む者が増し、とくに人材も豊富で

存在になって、家元に対し分派的な行動が、芸名などの訴訟につな活躍していた新内系太夫の下に多く集まり、これが次第に派閥的な

小

林

敏

がった表れであったと考えられる。

賀・新内両家の確執の一因が明らかになればと思う。のでは、と従来から指摘されていたが、左記の資料をご紹介して鶴また新内系太夫が鶴賀社中にあっては家元との融和に欠けていた

東京大学総合図書館・酒竹文庫所蔵

(題箋) (表題)

翟巣雑纂

綦 新内節浄瑠璃公事書留

哥舞妓芝居永続願

(内題)

天保九年戌九月十四日公事

四谷伊賀町長五郎店幸次郎方同居仁兵衛妻靍吉事津ち浄瑠璃

家業差障出入一件

磯貝七五郎殿御掛り

小林 新内節 鶴賀 両家の確執

	<u> </u>	九	八	七	六	五	四	==	1.1	_	番号項目
天保十一・七・十二	天保十一・七・	天保十一・六・	天保十・八・二十二	天保十・八・二十二	天保九・九・十四	天保九・九・十四	天保九・八・二十九	文政五·十·二十九	文化九·十二·十九	文化九·十·二十八	提出日
っち	安蔵	安蔵門弟連	他二十一名	吉右衛門 鉃五郎	安蔵	吉右衛門 久次郎	っち	伊之助	(代助八)	安蔵	願人
安 蔵 他	っち	つち	つち	つち	つち	つち	安 蔵 芸石衛門 (外次郎	こん	安蔵	こん	相手
済口証文	龍一札	龍 一 札	詫 一 札	詫一札	返答書	返答書	訴訟	訴訟	訴訟	訴訟	公事(返答書)
内済	内済	内済	内済	内済	再審	再審		内済・十二・朔日	内済 文化十·三·二十八	内済	判決(丙済)
つ ち 文化年間より天保十一年	安 蔵 岡本宮古太夫	安蔵門弟 門弟連詫一札 安蔵門弟 岡本姓継続望む	吉右衛門・弟子連印詫一札	吉右衛門他二人、弟子証文消印望む	つ ち 孫弟子と主張	同 門 弟 久次郎・たつ夫婦	吉右衛門 可七年五月 加賀八太夫 一 加賀八太夫	伊 之 助 吉右衛門初名か。	安 蔵 鶴賀新内名こんへ戻し、新内加賀太	安 蔵 鶴賀新内名乗る。 二代新内 文化七年七月没す。	備考

表

新内 両家公事一覧

とにまとめ別表を作成した(表一)。る箇所を抄出し、乱丁も見受けられるので、これを年代順、訴訟ごる箇所を抄出し、乱丁も見受けられるので、これを年代順、訴訟ご十四日公事」を繙き、願人・相手それぞれの文書から重要と思われ右の資料から「新内節浄瑠璃公事書留」の内題「天保九年戌九月

を適宜、付した。 この表の順にしたがって抄出した原文を解釈し補足を加え、読点

なお、新内節鶴賀家元の継承を、

初代。鶴賀若狭掾(庄兵衛、宮古路敦賀太夫、富士松敦賀太夫、

朝日若狭掾)

二代(鶴賀鶴吉(若狭掾娘こん、後鶴賀和国、同鶴老)

三代 鶴賀鶴吉 (こん娘つぢ)

本資料には「歌舞妓芝居永続願」も載せられているが、本稿が求右のように定説にしたがって代数・家元名を記した。

める内容と異なるので割愛させていただいた。

差上申済口證文之事

本石町四丁目惣兵衛店政吉母こんへ相掛候出入文化九申年十月中南本所横網町平吉店安蔵合

差上申済口證文之事

南本所横網町平吉店鶴賀新内節太夫安蔵奉申上候、

故障申筋無御座候 尤靍賀新内与申名前は私師匠新内儀初而相名乗候儀故、外台 不仕婦人弐人罷出、 候二付、 候哉与相尋候処、 任其意ニ看板相下候上ニ而申候間、驚入何方之もの右躰申来 候得は、当顔見せ興行之差支ニも可相成哉与私方へ届不申、 之来候間、右芝居ニ而も大勢罷越取敢候ニ付、口論ニも相成 名前之者外ニ無之筋何れゟ差出候哉、 母こんと申者并弐拾人斗羽左衛門芝居へ罷越、靍賀新内与申 賀新内与申看板差出候処、 羽左衛門芝居二而相抱度旨掛合候間、 出し、三ヶ年以前ゟ稽古渡世致罷有候、 二而之讓狀私所持仕候間、 (前略) 「早速私方ゟ及懸合候処、こん義病気之由申之、面談 右職名靍賀新内名前譲受候儀は、 前書申上候政吉母こん方ゟ差留候趣承知什 掛合候得共理不尽而己申一向相分不申、 同日夜本石町四丁目惣兵衛店政吉 其砌

ら加賀八太夫改新内と宿札差 早々看板相下可申段申 相談之上当月廿一日靍 然る処此節狂言座 右新内兄靍賀斎

間敷旨取極、双方無申分出入内済仕度奉存候(後略)靏賀新内与申名前者勿論、靏賀之名前紋所等迄紛敷義決而仕安蔵相名乗居候靏賀新内与申名前相手こん方へ相戻し、已来安蔵相名乗居候靏賀新内与申名前相手こん方家元ニ付、同(中略)然る処靏賀新内与申名前は相手こん方家元ニ付、同

南本所横網町平吉店

文化九申年十一月廿六日

駅人 安蔵

> 家主 平 吉

五人組 蔵

名主六郎左衛門殿御用ニ付

庄 助

本石町四丁目惣兵衛店 政吉母

こん

家主 惣兵衛

五人組 又三郎

伝左衛門

御番所様

方の名であると二代目家元こんが提訴し交渉の結果、 和解になり安

安蔵は加賀八太夫から鶴賀新内に改めたことから、この名は家元

蔵方から済口証文を役所へ提出した。

の様子や、亡くなった時に安蔵が葬儀および後始末などを、次に亡 この証文には初めに安蔵の師・鶴賀新内 (加賀歳、 若歳) の晩年

くなった新内の実兄・鶴賀斎から鶴賀新内名を譲られた経緯を述べ

ている。

勢が押しかけ抗議という有り様が生々しく記され、新内を名乗るこ が市村座に抱えられ顔見世興行に出勤することから、芝居小屋へ大

これに対して家元方では新内を名乗ることを阻止するため、

安蔵

とは許さない、との家元の抗議に対して、安蔵が文化九年(一八一二) 十月二十八日に提訴した。

> 家元からお受けするところを断りなく名乗ったことは間違いだった しかし、 審理され交渉の結果、 鶴賀新内名は家元方の名であり、

ことを詫び、鶴賀新内名を家元方へ返すことで合意した。

そして、このたびの訴訟を内済に致したいと取り下げを願い、 済

口証文を役所へ差し上げた。

が、惜しくも文化七年(一八一〇)七月に亡くなり、葬式や寺への 晩年は病床に臥した。安蔵は看病人もつけ手厚く介抱し面倒を見た との関わりである。目の不自由だった新内は浅草・元鳥越町に住し、 この提出された済口証文で、注目されるのは師・鶴賀新内と安蔵

付け届けなど、後始末も全て安蔵が済ませている。

文化九年(一八一二)までの約三年間を、吉右衛門より先に鶴賀新 新内の没後、 新内の実兄・鶴賀斎から鶴賀新内の名跡が譲られ

内を名乗った。

られていたことが初めて明らかになった。 初代・鶴賀若狭掾の門弟では筆頭格の鶴賀斎から、新内の名跡を譲 これまで安蔵が鶴賀新内を名乗ったことは全く知られず、それも

次に本証文に、

相手 政吉母こん

やはり後に三代目家元を継ぐつぢの夫だと考えられる。 と記していることである。政吉は二代目家元こんの子息、または娘 つぢの夫の名かと迷うことであるが、過去帳、系図には政吉らしき 人物は見かけられず、芸界に籍を置かなかったとも考えられるが

つぢの夫・政吉は後に仁兵衛を、さらに鶴賀家当主が名乗る庄兵

している。 衛になっている。 吉右衛門が天保九年(一八三八)九月に提出した返答書の中でも記 なお、つぢと仁兵衛 (政吉) との縁談について、

差上申済口證文之事

本石町四丁目惣兵衛店靍賀新内節浄瑠理家元政吉母こん煩ニ

付、代助八奉申上候

掛合候得共、彼是難渋申取替不申 之弐字多分付置候儀二御座候間、 付、加賀八太夫、加賀歳等相名乗、其外女子共名取之者へ加賀 夫与申名元祖若狭掾之師匠之名前二而、 は家元二紛敷、且又新内与申名前は家元名前ニ有之、并加賀太 (前略) 右安蔵儀新内加賀太夫与職名相改候ニ付、 外名前二取替候様安蔵へ度々 私流儀ニ而は重職名ニ 右名前ニ而

上げた。

願人こん方へ右職名相戻し取扱を以、 二相成、職名八尾太夫与相改、 (中略) 然る処安蔵儀新内加賀太夫与相名乗候儀は心得違ニ付 渡世致候積り取極申候 此度安蔵儀改こん方弟子 (後略

本石町四丁目宗兵衛店 政吉母こん煩ニ付代

年

文化十酉年三月廿八日

願人 助

八

家主 五人組 久兵衛 宗兵衛

> 名主 伝左衛門

南本所横網町平吉店

相手 安 蔵

家主

平

吉

五人組 伝 蔵

名主六郎左衛門煩ニ付 伊兵衛

御番所様

交渉の結果、内済にて審理の取り下げを願い済口証文を役所に差し 先に安蔵が鶴賀新内を名乗ったことから訴訟になったが、双方が

掾)は鶴賀若狭掾の師であり、鶴賀新内浄瑠璃では高恩のある大切 は家元方の名で、とくに加賀太夫(後富士松加賀太夫・富士松薩摩 しかし、安蔵はすぐに新内加賀太夫を名乗り、新内加賀太夫の名

な名である。

他の芸名に変えるよう交渉を続けてきたが話がまとまらず、文化九 さらに安蔵は弟子の名取の者に加賀の名を授けていることから、 (一八一二) 十二月十九日、家元こんが提訴に及んだ。

め新内加賀太夫名を家元方へ返し、改めて家元の弟子になり鶴賀八 その後、相手安蔵から返答書が提出され、間違いだったことを認

尾太夫を名乗った。

から文化十年(一八一三)三月二十八日に済口証文を役所へ提出した。 そして、このたびの訴訟を内済にしていただきたいと、 家元こん

小林 新内節 新鶴内賀 両家の確執

子証文である り鶴賀八尾太夫を授けられ、その際に家元へ差し上げたのが次の弟 れたが、安蔵が謝り内済になった。その結果、安蔵は鶴賀門下にな 安蔵が新内加賀太夫を名乗ったことで、家元方から訴訟が起こさ

どの内容になっている。この中で特に目に留まったのが次の三箇条 この証文は一つ書の七箇条からなり、 法令や社中の規則の遵守な

入置申弟子證文之事

靍賀之御流儀浄瑠理多年依懇望出情仕候処、 之冥理難有仕合奉存候 得共、此度太夫職名家業中一代限り八尾太夫与被下置、 未熟ニハ御坐候 芸道

門弟之内ニ芸道昇進之者有之ハ、家業仕度段相願候、其段定 限二候事 行事衆迄御届仕、家元ゟ師範書付為受之可申候、 尤職名一代

不依何事定行事、 但子孫迄家業ニ仕候ハ、其節家元ゟ師範受之家業可仕候事、 月行事ゟ觸出候趣、 其時々ニ急度相守可申

年号銘無之

南本所横網町

佐兵衛店

印

安蔵

元祖靍賀 おこん様

> しているので、本証文は文化十年に作成されたことが分かる。 三月に家元と内済になり、安蔵が家元門下になって八尾太夫と改名 この弟子証文には年号が記されていないが、文化十年(一八一三)

も取り入れている。 の職名には町役や団体 また、弟子証文に定行事・月行事という職名を記しているが、こ (同業仲間、 座)などで見かけるが、芸界で

がわれ、芸界でもこのような職務を取り入れていた。 れ、 務内容は明らかではないが、 への諸連絡の事務などを扱っていたのでは、と推測される。 それぞれの職務は未詳であるが、定行事は門弟の古参格で構成さ しかし、これらの役職が常任または輪番制かなど、各行事衆の職 門弟昇進の審査・上申、社中の統括などを、月行事は社中一統 鶴賀社中の組織を運営する一端がうか

Ξ 差上申済口證文之事

政吉母こんへ相掛候出入 文政五午十月浅草駒形町忠兵衛店伊之助ゟ堀江町四丁目幸介店

差上申済口證文之事

浅草駒形町忠蔵店伊之助奉申上候、私儀若年

ら多病ニ付浄瑠 文化十二亥年中、 加賀歳太夫と申職名譲受、 理稽古仕罷在候処、 職名靍賀靍吉と申者、 堀江町四丁目幸介店庄兵衛母こんと申候 文化六巳年中師匠靍賀新内与申者ゟ靍賀 浄るり家業致居候処、八ヶ年以前 右者靍賀若狭掾娘之由ニ而、

ニ有之候間、 子二ハ無之、十三ヶ年以前死去いたし靍賀新内与申もの弟子 勘三郎芝居江罷出相勤呉候様相頼候得共、私儀ハ元来こん弟 之毒ニ存、 左候へハ鶴賀若狭掾之家名及退転ニも候由、 こん申候ハ我等方ニて芝居へ罷出候者壱人も無之甚及当惑 ん方二芝居へ差出相勤申候名無之由ニて、こん儀私方へ罷越 勘三郎芝居ニて浄瑠り興行可致段右こん方へ申入候ニ付、こ(##座) 其意ニ任セ靍賀新内と改名仕勘三郎芝居へ罷出相 其許弟子内ニ而差出し相勤可申段相断候へ共 達而相歎候間気

勤められる程の弟子もなく、困惑した家元こんが伊之助方を訪ね芝 行うため、家元方へ出勤の申し入れがあったが、家元方では舞台を 台を勤めた。ここに、 居への出勤を頼み、このとき加賀歳太夫から鶴賀新内に改名して舞 本証文は文化十二年 (一八一五)、中村座から浄瑠璃芝居の興行を

勤申候、

浅草駒形町 伊之助

歳) 衛門と言われたきたが、住所・家元との関わり・師匠・芸名 の名が初めて見えている。これまで吉右衛門の通称は彦次郎 へと改めていたことが分かった。 などから、吉右衛門の初名は伊之助で、さらに彦次郎・吉右衛 ·吉右 (加賀

また、この証文の文中に

庄兵衛母こん

と初めて庄兵衛の名が見られるが、 り通称としても呼ばれていた。 庄兵衛名は鶴賀家当主の名であ

> ている。 と改め、三代目家元を継ぐつぢの夫として後には鶴賀新内を名乗っ ここに記されている庄兵衛は政吉から仁兵衛へ、さらに庄兵衛へ

然ル処四ヶ年以前鶴賀新内と申職名返呉候様申之候ニ付、 申、仍右之者儀ハ芝居へ差出候儀ハ不相成段相断候ニ付、勘三 差出候処、右こん儀芝居へ罷越出雲掾儀ハ我等弟子ニ有之候与 掾と相改罷在候処、当十月堺町勘三郎芝居江被相抱、名前看板 罷在候、私儀ハ当午年五月中、 其意名目相通し、 相改家業致来り、 右こん儀ハ私方
の取戻候職名鶴賀新内と相成 其後豊名賀薗太夫と相改、 嵯峨御所様ゟ蒙文額豊名賀出雲 (後略) 浄るり節付等迄も

文政五午年十二月朔日

浅草駒形町

願人 伊之助

町役人

堀江町四丁目幸介店

相手 こん

町役人

御番所様

文政五年 (一八二三) 十月、 げたところ、こん方からの抗議によって芝居への出勤も断られた。 し薗太夫を、更に嵯峨御所様からお許しを賜り豊名賀出雲掾に改め 伊之助は中村座への出勤を果たしたことから、新内名を家元に返 中村座への出勤がきまり名前看板を掲

小林

新内節 新内 両家の確執

表二 吉右衛門改名一覧 (文化六年~文政五年)

鶴賀門弟	鶴賀出雲太夫	文政 五 年 年
賀門弟	賀嶋太	政四
	豊名賀薗太夫	文政 二 年
中村座出勤	鶴賀新内	文化十二年
鶴賀新内門弟	鶴賀加賀歳太夫	文化 六 年
備考	芸名	改名年代

本証文を役所へ提出した。鶴賀出雲太夫に改名し、内済に致したいと訴訟の取り下げを願い、て提訴したが、審理中に誤りだったことを詫び、家元の門弟になりこれに対して、伊之助は芝居出勤までも干渉されては迷惑だとし

不詳。原文のままを記した。
なお、伊之助の店主名が忠兵衛または忠蔵と記されているが正誤

鶴賀新内節二代目家元鶴賀鶴吉の評判

(1) くつかの書には評判が載せられている。 二代目家元鶴吉(こん)の新内節は多くの人々に好感されて、い

古契三億元

「やっぱり村田屋のむかふに居やす」「つる吉といった新内のげい者は、どこに今はおりやすへ」

|枚続吾嬬錦(2)

る妙音」
「かすかにきこゆるはしん内ぶしも、鶴賀の正統鶴吉が名たた

「あれ、あり旨は鳥唇が折りがし、しか」

ていたが、このように市井の評判もよく、実力のある新内節の語り初代鶴賀若狭掾の娘であるおこんさんの鶴吉は吉右衛門にも教えの尾上伊太八、その身もおなじ身うけのとりざた、」「あれ、あの声は鶴吉が新内ぶし、しかもわが名は二人りまへ

享年六十七。鶴如院妙林日相信女。同鶴老へと名を改め、文政十年(二八二七)四月二十六日に没した。おこんさんは芸名を鶴賀鶴吉と名乗っていたが、後に鶴賀和国・

手であり家元でもあった。



写真 A 新内節 傾情音羽滝

四 乍恐以書附奉願上候

召出、 賀加賀太夫二而年月不知若狭掾与相名乗、師家靍賀之家名相 ひ候節浄瑠璃ニ改正仕家業致罷在、 四谷伊賀町長五郎店幸次郎方同居仁兵衛妻つち奉申上候、 続仕候儀二御座候 続靍賀家元与唱来、 宮古路加賀太夫事靍賀加賀太夫と相改、 (前略) 浄瑠璃渡世御構無御坐、 同年七月六日、 右元来申伝へ、私迄四代之新内浄瑠璃永 水野備前守様御勤役中御内寄合江被 宮古路相名乗申間敷旨被仰付 私祖父死失庄兵衛儀右靍 豊後節ヲ新内節と唱

宮古路姓が禁じられ、門弟は他の浄瑠璃と改姓を余儀なくされた。 衛門とその門弟二名および安蔵を相手にして提訴した訴状である。 家元つぢの訴状に 元文四年(一七三九)さらに翌五年に、奉行所から豊後浄瑠璃と 鶴賀新内節家元つぢが天保九年(一八三八)八月二十九日、吉右

5,

宮古路加賀太夫事靍賀加賀太夫と相改

りは未詳である。 と記している。宮古路豊後掾の門弟に確かに鶴賀と称する太夫は実 古路敦賀太夫(後富士松敦賀太夫、鶴賀若狭掾)かなど、その繋が 在しているが、これが加賀太夫か、または、 つぢの祖父庄兵衛の宮

敢えて鶴賀姓を冠したかは定かではない。 また、これは単なる書き誤りか、 あるいは鶴賀家元が正統として

そして師家である鶴賀家元を相続し鶴賀家元として受け継がれ

宮古路加賀太夫を初代に、つぢを四代目としている。

たことは、家業の差し支えになる。 い、とくに鶴賀の興りである宮古路加賀太夫に紛らわしい名に改め 吉右衛門が新内浄瑠璃をもって都路加賀太夫を名乗ったことか 文字が違うとはいえ元文の頃に宮古路姓を禁じられた趣旨を失 申間敷旨被仰出候御趣意失ひ候筋ニ相当り、殊ニ靍賀起立之宮 向都路ト申別流新内浄瑠璃可承旨申之、高声ニ弾語り致し立帰 吉右衛門儀私方江罷越、一応之挨拶も不仕三味線取出し持仏ニ 別流儀相立候抔申之、 相手吉右衛門、同鉄五郎・同久次郎儀、私芸道未熟故都路与申 兼而差出置候弟子證文之通、 古路加賀太夫名前二紛敷、私方差障相成候間、右名前者不及申 共都路相名乗候段、文字相違与者乍申元文の度、宮古路相名乗 以都路加賀太夫と相名乗名札差出、相手鉄五郎・同久次郎両人 (中略) 去る十一月四日相手吉右衛門儀、私流儀新内浄瑠理ヲ 心憎難捨置掛合中、去十二月十三日相手 浄瑠璃家業相止候様申聞候へ共

また、相手吉右衛門・同鉄五郎・同久次郎が

私芸道未熟故都路与申別流儀相立候

憎くこのままにしておくことは出来ないと談判している 私つぢの芸道未熟だから都路という別流儀を立ち上げた、などと心

う別流儀の浄瑠璃を聴いていただきたいと、大きな声で弾き語りを して報告している。 さらに吉右衛門はつぢ宅を訪ね、 鶴賀家の持仏に向かい都路とい

就中南本所横網町五兵衛店相手安蔵儀

御吟味中相手同人申口難相立、 師弟二無之旨申募取敢不申 ヲ以、此程差障及掛合候処、前書之通師家を相手取り程之者故 相名乗師範差出、 本宮古太夫と相改、私方新内浄瑠璃指南仕、弟子共之内岡本為 方直弟子ニ相成、靍賀八尾太夫と申芸名差遣候趣之済口證文差 (中略) 右出入御下ケ仕候済、 無間も新内加賀太夫と相名乗候ニ付、 日々増長仕候間、 相手安蔵儀追々疎遠いたし、当時岡 新内加賀太夫と申名前相止、 兼而私方へ取置候弟子證文 同十二月中私母

家元の直弟子になり鶴賀八尾太夫を名乗った。 を名乗ったが、これを先代家元が提訴し審理されたが安蔵が詫び 先に安蔵は鶴賀新内を名乗ったことを謝り、 そのご新内加賀太夫

改め新内浄瑠璃を指南し、弟子にも岡本姓を授け日毎に増長してい ることから、以前に私方へ差し出してある弟子証文をもって提訴した。 そのご安蔵は家元との音信も次第に遠のき、今は岡本宮古太夫に 差置候而ハ私方家業差障相成、 重立同鉄五郎・同久次郎俱々不当之儀申之候段、 元と可相成巧与相見、難捨置再三及掛合候而も、 太夫名前二紛敷名目二相改、師家之私女子与見掠、 相手吉右衛門儀者都路加賀太夫と相名乗、靍賀元祖宮古路加賀 訴詔奉申上、 (後略 乍恐難儀至極仕、 無是非今般御 相手一同其儘 相手吉右衛門 往々靍賀家

天保九戌年八月廿九日

四谷伊賀町長五郎店

幸次郎方同居仁兵衛妻

靍吉事

願人 つち爪印

家主

長五

郎

浅草三好町弥右衛門店 彦次郎事

相手 吉右衛門

右同人方同居

同 鉄五郎

同 久次郎

同 安 蔵 南本所横網町五兵衛店

御奉行所様

名に紛らわしい呼び名に改め、さらに 吉右衛門は都路加賀太夫を名乗り、鶴賀元祖の宮古路加賀太夫の

が、このままでは家業の差し支えになることから訴訟を起こした。 これを見過ごすことは出来ず、再三にわたり談判したが、相手吉右 ぶ家元と、新内系太夫との係争が続くことになる。 衛門と弟子の重立つ鉄五郎・久次郎はそろって不当だと言っている 師家の私つぢを女子と侮り、時々、靍賀家元になるたくらみと見え、 この訴訟を発端にして天保十一年(一八四〇)までの約三年に及 師家之私女子与見掠、往々靍賀家元と可相成巧与相見

五 乍恐以返答書奉申上候

一浅草三好町弥右衛門店吉右衛門奉申上候、

相替音信仕罷在候儀二御坐候、 嫁合申候ニ付加賀八太夫名前一旦差戻し候得共、是迄之通不 以前天保二卯年七月中、私多病故音声出兼候二付、師家之事 儀二御坐候間、 大祖宮古路与は文字違ニ而、 浄瑠璃稽古仕一流語出し候二付、 而御当地江知人も無之、依之私親元ニ相成、右つちへ仁兵衛 吉存生之内ゟ私江頼ニ付、つち夫仁兵衛与申者は遠国出生ニ 故加賀八太夫之名前願人つち方江差戻申候へ共、 ん娘二而、私台浄瑠璃稽古致遣候儀二御坐候、 儀加賀太夫と改名仕、右靍吉死去後願人つち事靍吉儀ハ右こ 政四巳年年中、嶋太夫と申職名貰受、 (後略 (前略) 私儀ハ同人娘こん事靍吉と申者

ら去ル十七年以前文 全靏賀節元祖抔相望候存念ニは毛頭無御座候 当時都路加賀太夫と相名乗申候 然共私儀ハ別段一中節と唱候 大祖一中之流儀二元付、尤 其後同七申年五月中私 然ル処七ヶ年 死去致候靍

天保九戌年九月十四日

游右衛門店 弥右衛門店

御奉行所様

よび安蔵の両者を提訴したが、その訴訟について役所へ提出した返先の天保九年(一八三八)八月二十九日、家元つぢが吉右衛門お

答書(反論書)である。

ていた。

(の死去後、願人つぢは吉右衛門から一時的であるが稽古を受けん)の死去後、願人つぢは吉右衛門から一時的であるが稽古を受け鶴賀嶋太夫・加賀八太夫をそれぞれ名乗り、さらに先代家元鶴吉(ここの訴訟に対して先ず吉右衛門が提出した返答書で、吉右衛門は

れた。
なく、それで吉右衛門が親元になって、つぢと仁兵衛との縁が結ばなく、それで吉右衛門が親元になって、つぢと仁兵衛との縁が結ば衛(政吉)との縁談では、仁兵衛は遠国生まれで江戸では知る辺もまた、先代家元は生前から吉右衛門を頼りにして、娘つぢと仁兵

に音信は続けていた。 そのご吉右衛門は加賀八太夫を家元に返し、これまでと変わらず

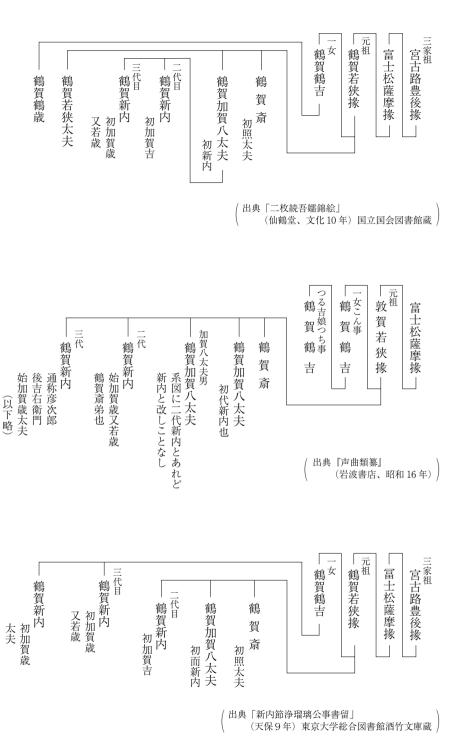
とは文字ちがいの都路加賀太夫を名乗った。の流儀に基づき一流派を語り、ただし、新内浄瑠璃流祖の宮古路姓のかしながら吉右衛門は特に一中節浄瑠璃を稽古し、都太夫一中

儀を語る都路加賀太夫であり、正当だとしている。浄瑠璃(流祖・都太夫一中、都半中改宮古路豊後掾の師)という流らわしい都路姓に改めたことを批判しているが、吉右衛門は一中節このことから家元つぢは、鶴賀新内節流祖の宮古路加賀太夫に紛

つぢの訴状には、

全靍賀節之元祖抔相望候存念ニは毛頭無御座候このように不信感を高めているが、これに対して吉右衛門は師家之私女子与見掠、往々靍賀家元と可相成巧与相見

まったく鶴賀節元祖などを望む考えは少しもない、と反論し訴訟に



なった一因を否定している。

なお願人つぢの訴状に、相手吉右衛門の住所と名を

浅草三好町 彦次郎事吉右衛門

とあり、この頃すでに吉右衛門は浅草駒形町から程近い浅草三好町 に転居し、名も彦次郎から吉右衛門へと改めていたことが知られる。

六 乍恐以返答書奉申上候

げた。

南本所横網町五兵衛店安蔵奉申上候

改、是迄家業仕罷在候、然ル処右こん死失後、私師匠新内之 名目私へ譲る儀不相成旨申之、私儀も證文破談仕、其節取扱 度儀二付、弟子約束之證文仕候処、其後右こん儀心替り仕 道稽古ハ致候儀決而無御坐、尤芸名ニ付私望ニ而名目相名乗 瑠璃稽古差障被申立候而ハ誠迷惑仕、願人つち死失こんゟ芸 證文を見出し、孫弟子与申立儀与乍恐奉存候(後略 身之上并こん与私之師弟之儀委細候ハ、存儀無之、全師弟之 人も立入候間、右之段扱人江相断、 (前略)然ル処此度願人つちゟ私を孫弟子ニ有之由ニ而、 私儀ハ岡本宮古太夫と相 浄

天保九戌年九月十四日

南本所横網町

家業差障出入

返答人 安蔵五兵衛店

印

安蔵が提出した返答書には、師である鶴賀新内の没後の様子を述 御奉行所様

> が執り行い、また残された妻女を三ヶ年もの間を面倒を見て、その ご妻女の再縁をも世話している。 べている。師が亡くなった際には寺への付け届けや年忌も全て安蔵

ことに対し、先代家元こんから芸道の稽古を受けたことなく、た だ、安蔵が望む芸名を名乗りたいことから弟子約束の証文を差し上 なお返答書に願人つぢから安蔵は家元の孫弟子だとして訴訟した

断って安蔵は岡本宮古太夫に改めた。 を破談にし、この時、 そのご、こんは違約して芸名は譲れないと言い、安蔵はこの約束 仲裁人も立ち入ったが、このことを仲裁人に

出し、細かないきさつも知らずに孫弟子だと言い立てていると反論 している。 しかし、こんが亡くなった後に残されていた師弟の証文を見つけ

このように安蔵は家元の弟子ではないと否定し、このまま岡本流

をもって家業を続けられることを望んでいる。

主張する内容を理解・精査し、当事者の和解にむけてどのような手 願人の訴状、相手の返答書が出揃ったことで役所の係官は双方が

立てを考えていたのであろうか。

四谷伊賀町長五郎店

幸次郎方同居

仁兵衛妻

5

願人 つ

浅草三好町

小林 新内節 新鶴内賀 両家の確執

弥右衛門店

彦次郎事

相手 吉右衛門

南本所横網町

五兵衛店 安 蔵

得可申、乍併訴詔方つち儀も卅年来岡本相名乗居候を其儘ニ 安蔵儀之返答書ニ願人つち母こんゟ芸道稽古致候儀決而無 死失致候上ハ申口ニ難立候間、 其後こん儀違約致候、右名目譲不申候間、 之、尤芸名二付望之名目相名乗度故弟子約束之證文入置候処 右出入追々取調候処、相手之内吉右衛門外弐人は対談相整、 (中略)同人弟子證文今以願人手元ニ有之、其節取扱候者共 何れニも訴詔方弟子筋与相心 安蔵は破談致候、

違約によって破談になった。 決したが、安蔵が先代家元と交わした芸名授受の件は、家元こんの 先ず相手吉右衛門と他二人(鉄五郎・久次郎)とは話し合いで解

今更差留候も不穏

破談にした当時の経緯を知る仲裁人もすでに亡くなって、安蔵が家 元の弟子ではないとの主張は立証が難しく、家元の弟子と承知すべ その折りに安蔵が提出した弟子証文が今もって家元方に残され、

かし訴訟方つぢも三十年このかた、安蔵が岡本姓を名乗り家業

しているのを放置し、 猶取調候処、訴詔方つち儀、 今になって止めよとはおだやかではない。 相手安蔵一代限靏賀靍吉門弟与申

肩書ニ而岡本八尾太夫と申芸名相名乗、

同人門弟は只今一同靍

賀与相改候欤

哉ニ奉存候間、 之内、芸名相名乗候節ハ家元江趣意金相贈候趣ニ而、 詔方勘弁致し候上ハ、永々為相名乗候而も、素々遊戯之儀、 然家元之繁昌二相成候儀故、 今般安蔵儀願人方弟子与相極候上ハ、 而之差障は有之間敷被存候而、以来ハ岡本与相名乗安蔵弟子共 訴詔方へ利害申聞候へ共、折合不申候間 安蔵一代岡本可為相名乗与迄、 同人門弟相増候へハ、 相当可仕

訴 自

亥九月

席へ差出可申候哉

弟という肩書きで岡本八尾太夫を名乗り、同人門弟の皆が今すぐに さらに聴取したところ、 訴訟方では安蔵を一代限り鶴賀鶴吉の門

鶴賀と改めるべきか。

意には至っていない。 るという考えは妥当かと思われ、 を名乗り、安蔵の弟子で芸名を名乗りたい時には、 ことだから、さほどの差し障りにはならないと思われ、今後は岡本 で訴訟方で許しているが、 の繁盛になることだから、 このたび安蔵が願人方の弟子と決まれば門弟も増し、 長い間を名乗ってはいても元々は遊戯の 安蔵一代は岡本姓を名乗ってもよいとま 訴訟方へその得失を説得したが合 家元へ礼金を贈 自ずと家元

磯貝七五郎

元の門弟ではないと頑なに否定しているが、 右のように役所の係官は所感を述べているが、この中で安蔵は家

何れニも訴詔方弟子筋与相心得可申

と安蔵の主張は難しいとしている。

し、この二点が今後、解決すべきことが明らかになった。しかし、 また、家元つぢも岡本姓をもって家業しているのを三十年も放置 素々遊戯之儀、強而之差障は有之間敷、

道を、係官は安易に考えているように見受けられる。 厳しい修業にも耐え、実力を認められて初めて芸名を授けられる芸

七 入置申一札之事

浅草三好町弥右衛門店彦次郎事相手吉右衛門義 印被致、 決而無沙汰ニ芸名相乗申間敷旨被申聞、 候上は追而相学ひ芸上達免許請候節は、 得違之段折入而相詫候二付、 急度相止メ、以来自作別流抔与唱、 来都路加賀太夫与申鶴賀家元の浄瑠理三味線共吉右衛門外弐人 心得違之段御察斗請、 (前略)去る八月晦日御訴訟被成御吟味中、都路与申芸名難相立 慥二見届一同忝仕合存候 御利解相弁一言可申立様無御座、 同人江当時有来候他流音曲被差免 新規之儀致間敷旨を以、心 兼而入置候弟子證文消 其師匠ゟ貴殿江相断 依之以

行所が豊後節と宮古路姓を禁じた趣旨を失うもので、また、鶴賀新 先に吉右衛門は都路加賀太夫を名乗ったが、 これは元文の頃、

> が訴訟を起こした。 内節の流祖・宮古路加賀太夫の呼び名に紛らわしいことから家元方

誤りを認め、提出した詫証文である。 ると反論したが、当事者間で話がまとまり、吉右衛門と弟子たちが をもって都路加賀太夫を名乗ったもので、 これに対して相手吉右衛門は、これは一中節浄瑠璃という別流儀 宮古路とは文字違いであ

とで、以前に差し上げた弟子証文を消印されたことに礼を述べている。 を名乗る時には前もってお知らせし、断りなく芸名を名乗らないこ は鶴賀新内浄瑠璃・三味線は必ず止めて、他流儀の音曲を学び芸名 本証文では都路姓を名乗ったことは間違いだったことを認め、今後 如件、 儀不申、 然る上は前書取極の趣弟子共へ申聞承知連印別紙一札取之、則 不依何事新規之儀取斗候節は、 此書面江相添相渡候、向後吉右衛門弟子共儀、対談違変致候欤 貴殿差図次第異儀申間敷候、為後日入置申一札、 一同何樣御取斗被成候共一言之

天保十亥年八月廿二日

浅草三好町弥右衛門店

彦二郎事

吉右衛門

右吉右衛門弟子同人方同居

鉄五郎

吉右衛門

元祖

靍賀靍吉との事

おつちとの

このように取りきめたことを弟子たちも承諾し、 別紙に捺印した

連印一札を本証文に添えて渡します。

なる措置をなされても不服は言わず、あなた様の指図に従い異議は 今後は約定に反することはなく、新たなはかり事があれば、いか

申しません。

八 差出申連印一札之事

今般都路加賀太夫与申芸名相立不申候ニ付、右芸名は不及申 乗候都路鶴賀家元之浄瑠理三味線共急度相止、後日貴殿江御 無沙汰ニ芸名不相名乗段御申聞承知仕候、然る上は銘々相名 鶴賀家元願人方之浄瑠璃三味線共被相止メ、当時有来候他流 迷惑相懸候儀致間敷候、 音曲被差免、追而上達其師匠ゟ免許請候節は、願人方へ及断 万一心得違之儀有之候節は貴殿思召

其節決而異儀申間敷候、 為後日連印一札、 仍而如件 次第御取斗ひ可被成候

天保十亥年八月廿二日

浅草寺地中明恩院地借

金兵衛店

政太郎

同居

勝之助

(以下略)

二十一名・住所・家主・ 証人

彦次郎事

吉右衛門殿

曲は許されたので、いずれ芸名を名乗る時には願人方へ前もってお このたび都路加賀太夫名と願人方の浄瑠璃三味線を止め、他流音

断りし、お知らせなく名乗らないことを承知しました。

後日、あなた様にご迷惑をおかけすることは致しません。

各自が名乗っていた都路や、家元の浄瑠璃三味線は必ず止めて、

らい下さい。 万が一、約束に反した時には、あなた様のお考え次第にお取り計

ことから誤りを認め、今後は都路を名乗らないことを詫びて証文を 差し上げた。 たが、これは元文四年(一七三九)に豊後節を禁じた趣旨に反する 吉右衛門は天保八年(一八三七)十一月、都路加賀太夫を名乗っ

賀太夫)を含めた二十三名の住所・家主・証人を記した連印証文に、 都路姓を名乗っていた弟子たちもこれに従って承諾し、政太郎(津

師である吉右衛門が奥書をして保証をしている。

吉右衛門と弟子が家元方へ詫一札を差し上げたことにより、家元

つぢとの訴訟は和解に至った。

先に吉右衛門および弟子とは話がまとまり解決したが、役所では



ろうか。 一方の安蔵方とはどのようにして和解に導こうと努めていたのであ

申 は、 別紙之通取調、 申分者無之哉ニ奉存候間、 れニも師弟之儀者難遁候間 儀有之候旨申之候得共、今以願人方ニ弟子證文有之候上ハ、何 方二而ハ永々岡本と可為名乗候間、 候 免状へつち方ニ而奥印致度旨申之、右ニ而ハ安蔵方差支之 去戌年九月安房守殿御再席御聞被成候処、 右之趣再応利害申聞候得共、 岡本と申苗字相立候ハ、、 安蔵弟子共へ芸名差遣候節 安蔵方 相弁不 願人

子 四 月

吉右衛門一門と家元方との話がまとまり和解したが、安蔵につい磯日七五郎

子へ芸名を遣わす時には免許状に鶴賀の奥書印形を致したいと言たが理解が得られていなが、この考えの利害を再度いい聞かせましあることは避けられず、岡本の芸姓が続けられるのであれば何も言あることは避けられず、岡本の芸姓が続けられるのであれば何も言たが理解が得られていない。

ては家元から長い間を岡本と名乗っていたことでもあり、

安蔵と弟

することから、安蔵方では反対している。しかし、免許状に鶴賀家元の奥書印形があることは鶴賀家元の門弟を意味

間、今以願人方ニ弟子證文有之候上ハ、何れニも師弟之儀者難遁候

と役所では安蔵の鶴賀門弟は止むを得ないと判断している。と役所では安蔵の鶴賀門弟は止むを得ないと判断している。

九 差出申連印一札之事

御利解之上奉承伏候、然る上は此度取調候人数之外、以来新規安蔵并同人弟子共一同一代限り岡本可相名乗旨於「御白洲双方(中略)永々岡本与相名乗度段申立候得は、御再席へ被召出、

同承知致候、 殿方ニ而奥印可被致、其節為祝儀金百疋名取之者ゟ差出し、一 二芸名貰請度与申者有之節は、安蔵方ニ而免許差出し、右江貴 向後岡本流与申唱ひ候儀は相止可申候、為後日入置申連印 仍如件、 且銘々死失跡相続之者は靍賀ト可相改段是又納得

天保十一子年六月

深川永代寺門前山本町

喜美太夫

神田新銀町

宮路太夫

安 富 浅草寺中

音羽町

宮 細

百弐十三人

外

この後も岡本を名乗りたいと申し出ていましたが、一代限り岡本 旅行 七拾五人

を名乗ることを許すとのお役所様の意向を双方が納得して承知いた

します。

する者から差し上げますことも承諾いたします。 の免許状に家元が奥印いたし、その時には祝儀金百疋を名取に昇進 今後、新たに芸名をいただきたいと望む者は安蔵方で免許し、こ

また、各自が亡くなった後でも芸道を続けたいと望む者から鶴賀

姓に改めることも承知し、この後は岡本流と称することは止めるこ

とに致します。

う形で終結した。しかし、三十年間も岡本節として家業を続けてき を双方が承知し、ここに全てが解決した。 たことから、一代限り岡本姓を名乗ってもよいと、お役所様の意向 長い間にわたる鶴賀家元と安蔵との係争は、安蔵が鶴賀門弟とい

をいただき、その際には金百疋を差し上げることを門弟たちも承知 昇進する者は安蔵方で免許し、この免許状に鶴賀家元から奥書印形 これに従って安蔵の弟子たちも承諾し、新たに芸上達して名取に

し、捺印した連印一札である。

また、この連印証文には安蔵の重立った弟子四名の他に 外 百弐十三人、旅行 七拾五人

と記している。これは安蔵の岡本宮古太夫が擁する門人数である。

$\overline{\circ}$ 入置申一札之事

南本所横網町五兵衛店安蔵儀

出厚キ御利解有之候ニ付、 入而相歎候所不承知二付、双方ゟ其段申立候所、御再席江被召 同人弟子共数年来岡本与相名乗候ニ付、右は其儘相名乗度段折 相手安蔵弟子共一同鶴賀元祖貴殿方免許請可申処、相手安蔵并 (前略) 代限り岡本宮古太夫与為相名乗、尤芸道跡式相続之者ゟ靍賀 貴殿方師家二相違無之旨聢与相弁一言之申訳無之誤入、 貴殿方格別之御勘弁を以、 以来安蔵

も芸道を続けたいと望む者から鶴賀姓に改め、鶴賀元祖の免許をい をお受けするところを、安蔵と弟子は何年も前から岡本と名乗って たします。 本を名乗ってもよいと聞かされ、 ただき、安蔵の弟子でいま名取の者たちも安蔵と同じく一代限り岡 別に許されて、今後、安蔵一代限り岡本宮古太夫を名乗り、この後 席に呼び出され、私共の願いがご理解いただき、あなた様からも特 のため、双方からこの事をお役所様に申し上げましたところ審理の なくお詫びし、安蔵と弟子たち一同は鶴賀元祖のあなた様から免許 いますが、これまで通り名乗りたいと切に願っていましたが不承知 あなた様が師家に相違ないことを確かに承知し、ひとこと申し訳 一代限り岡本可相名乗旨被申聞、 元祖之免許請候様、 一同はありがたくお受けし連印い 同人当時名取之弟子共義も安蔵同 一同忝奉存承知連印致候、

進候筈取極可申候、然る上は向後岡本節は認、亦は相唱候我意 候筈、掛合之上靍賀元祖之奥印請可申候、尤右為祝儀金百疋差 尤以来名取弟子有之節は、我等死失後四人之ものゟ免許差出 靍賀一流浄瑠理与相弁、 師弟之音信麁略致ス間敷候、 (後

天保十一子年七月

南本所横網町 佐兵衛店

八尾太夫事

おつちとの

ら免許を家元方へ差し上げますことを話し合い、鶴賀元祖の奥書印 今後、 名取に昇進する弟子あれば安蔵の亡き後、 別紙四人の者か

もっとも、その節は祝儀金百疋を差し上げますことも取り決めま

形をお受け致します。

した。

そかには致しません。 勝手なことは止めて、 このように決まりましたので、今後は岡本節を認めたり言いはる 鶴賀一流の浄瑠璃と弁え、師弟の音信はおろ

り師家と認め、家元方との訴訟は漸く和解するに至った。 は鶴賀家元に弟子証文が残されていること、また役所の仲立ちもあ めず、天保九年(一八三八)以降における一連の訴訟に及び、安蔵 宮古太夫を名乗った。しかし、家元方では岡本姓と新内浄瑠璃は認 安蔵は文化十年(一八一三)に鶴賀八尾太夫に改め、そのご岡本

たものであろう。 敢えて「八尾太夫事安蔵」と記したのは何故であろうか。何んとも これまでの訴訟 た八尾太夫名をもって、「鶴賀家元の門下」との意思を明確に示し 奇異に感じられるが、つぢの母である二代目家元こんから遣わされ 安蔵は、この詫一札の末尾に「八尾太夫事安蔵」と記している。 (願人・返答書) では全て安蔵と署名しているが、

安 蔵

一 差上申済口證文之事

仰渡家業相体、翌申年六月中右浄瑠理家業仕段仰渡家業相体、翌申年六月中右浄瑠理家業出し人寄等致間敷旨、被後節浄瑠理家業三座芝居江出席仕罷有候者ニ有之、同年十月中後節浄瑠理家業三座芝居江出席仕罷有候者ニ有之、同年十月中後の浄瑠理家業三座芝居江出席仕罷有候者ニ有之、同年十月中復元祖之儀は元文四未年中、宮古路加賀太夫与申もの、年来豊健芸名鑑賀靏吉与名乗、新内節与唱候浄瑠理指南仕罷有候、靏四ツ谷伊賀町長五郎店幸次郎方同居仁兵衛店つち奉申上候、我四次谷伊賀町長五郎店幸次郎方同居仁兵衛店のち奉申上候、我

石川土佐守様御勤役之節同

太夫与相改、豊後を新内節与唱候節付浄瑠璃ニ改直し家業致罷座、宮古路相名乗申間敷旨被仰付、宮古路加賀太夫事靏賀加賀

くされた。 宮古路姓が奉行所から禁じられ、門弟は他の浄瑠璃と改姓を余儀な宮古路姓が奉行所から禁じられ、門弟は他の浄瑠璃と改姓を余儀な「元文四年(一七三九)、同五年に宮古路豊後掾が創始した豊後節と

宮古路加賀太夫事靍賀加賀太夫与相改、門弟の宮古路加賀太夫は鶴賀加賀太夫に改めた。訴状と同じく

かは明らかではない。とあり、書き誤りか、または鶴賀家元が正統として鶴賀姓を冠した

都路加賀太夫与相名乗名札差出し、相手久次郎・鉄五郎両人共(中略)去十一月廿四日相手吉右衛門儀私流儀新内浄瑠理を以、

敷旨被仰渡候御趣意ヲ失ひ候筋ニ相当り、殊ニ靍賀起立之宮古都路相名乗候段、文字相違与ハ乍申元文之度宮古路相名乗申間

路加賀太夫二紛敷

に奉行所から宮古路姓を禁じた趣意に反することになり、さらに鶴次郎・鉄五郎も都路を名乗り、文字の相違とは言いながら元文の頃吉右衛門は新内浄瑠璃をもって都路加賀太夫を名乗り、弟子の久

賀流祖の宮古路加賀太夫の呼び名に紛らわしい名に改めた。

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

差し上げた。 があると抗議した。安蔵は提訴したが結局、誤りを認め済口証文を新内を名乗り市村座に名前看板を掲げたが、家元こんから差し支え新日を名乗り市村座に名前看板を掲げたが、家元こんから差し支え

候而は私方家業差障ニ相成、 中国は私方家業差障ニ相成、師家之私女子与見掠、往々靏賀家元夫名前に紛敷名目ニ相改、師家之私女子与見掠、往々靏賀家元夫名前に紛敷名目ニ相改、師家之私女子与見掠、往々靏賀家元夫名前に紛敷名目ニ相改、師家之私女子与見掠、往々靏賀家元夫名前に紛敷名目ニ相改、師家之私女子与見掠、往々靏賀家元

相手吉右衛門は都路加賀太夫を名乗り、鶴賀元祖の宮古路加賀太

小林

新内節

新鶴 内賀

両家の確執

年 をそのままにして置くことは私方の家業に差し支えるとして天保九 言をもって吉右衛門を非難し、相手吉右衛門・同鉄五郎・同久次郎 夫の名前に紛らわしい呼び名に改め、さらに師家である私つぢを女 子と侮り、ときどき鶴賀家元になるたくらみのようだ、と先鋭な文 (一八三八) 八月二十九日、提訴した。

儀致間敷旨、 線共相止、 つち方江及断候上、相名乗候儀は不苦旨取極 へ差出し、願人方ニ而も有来候他流音曲之儀は、 (中略) 相手吉右衛門其外弟子共へ一同鶴賀元祖之浄瑠理三味 向後自作別流抔与唱江、 相手吉右衛門師弟之者共
の別紙
詫一札願人
つち方 願人方浄瑠理ニ紛敷新規之 其師匠ゟ願人

ŋ

んないとしている

衛門および弟子たちから詫証文を願人方へ差し上げた。 どと称し、願人方の浄瑠璃に紛らわしい流儀は止めることを、 吉右衛門は都路姓を名乗ることは難しく、今後は自作の別流儀な 吉右

ないことを取り決めた。 師匠から願人方へ前もってお知らせし、名乗るのであれば差し支え 願人方では従来からの他流儀の音曲を名乗る時には、その流儀の

折入而相詫、 解之上相弁不調法至極奉恐入、向後願人方へ師弟之音信可致旨 相手安蔵儀は願人つち方門弟ニ無之旨、 宮古太夫与申芸名差遣シ岡本為相名乗、 共儀も右同様にて願人つち儀御利解奉承伏、 書を以申立、岡本与芸名相立度旨強而申懸候、心得違之段御利 人之者共義、銘々一代限りは其儘差置候筈 相手安蔵一代限り岡本相名乗度旨相歎、 其外品々不取留儀返答 同人名取弟子共弐百六 相手安蔵一代限り 同人弟子

> その他いろいろ要点のはっきりしない返答書をもって願い出て、こ のまま岡本姓を立てたいと強いて申し入れた。 もう一方の訴訟相手である安蔵は願人つぢ方の門弟ではないと、

門下の名取や弟子たち二百六人もそれぞれ一代限りは岡本姓に変わ その強い思いを聞き入れて、一代限りは岡本宮古太夫名を遣わし、 いと切に願い、弟子たち皆も同じ思いであることから、願人つぢも また、これまでの心得違いを詫び入れて一代限り岡本を名乗りた

出入熟談内済仕、 は、外に御吟味可奉願上候儀毛頭無御座、 (中略) 相手安蔵詫書并弟子共承知印一札願人つち江取之候上 偏二御威光与難有仕合奉存候、依之為後證済 以来双方無申分、右

口證文奉差上候、 天保十一子年七月十二日 仍如件

四ツ谷伊賀町長五郎店

幸次郎方同居仁兵衛妻

願人 つち

家主 長五郎

五人組 亀三郎

名主茂八郎

次 助

代

浅草三好町弥右衛門店 相手 吉右衛門

同人方同居

久次郎

同鉄五郎煩ニ付

民五郎

弥右衛門

嘉兵衛

名主庄左衛門煩ニ付

弥兵衛

南本所横網町清兵衛店

相手 安 蔵

家主 清兵衛

五人組 伊兵衛

名主官次郎煩ニ付

弥兵衛

町·音羽町·浅草寺地中観智院地借·各 以下、深川永代寺門前山本町・神田新銀

町の家主・五人組・名主・引合人、略之

人方へ提出し、他に審理をお願いすることは少しもなく、内済に致 安蔵から出された詫証文を弟子たちも承諾し、 捺印した証文を願

御番所様

したいと済口証文を差し上げた。

三代目家元つぢから役所へ提出された済口証文は、二代目家元の

ある。

年(一八三八)八月二十九日、提訴に対して内済(和解)に至るま 代から係争されてきた新内系太夫との訴訟と、三代目家元が天保九

でを総括した内容になっている。

家元方と吉右衛門および安蔵との交渉で双方が納得し内済を願

出ていることから、これまでの示談の経緯と合意内容を記した済口

証文を役所に提出した。

るが、合意内容などが含まれているので、かなりの長文になっている。 提出された済口証文は家元つぢが提訴した訴状と大方は同じであ

書などから、次の事が明らかになった。

しかし、願人(訴訟人)の訴状および相手方から提出された返答

一安蔵は二代目鶴賀新内の亡き後、文化七年(一八一〇)に鶴

賀新内の名跡を襲名し、文化九年(一八一二)に訴訟される

までの約三年間を、吉右衛門より先に鶴賀新内を名乗った。

吉右衛門の通称はこれまで彦次郎・吉右衛門とされていたが、 初名は伊之助であったこと。また、後に三代目家元になるつ

ぢと仁兵衛との縁談では、吉右衛門が仁兵衛の親元になって

夫婦の縁が結ばれた。

鶴賀家三代目家元つぢの夫庄兵衛の初名が政吉で、後に仁兵

衛を、さらに鶴賀家当主・庄兵衛を名乗った。

などが新たに分かった。

きたが、特に目立つのが吉右衛門が頻繁に芸名を変えていたことで これまで鶴賀家元と吉右衛門、 安蔵に関わる訴訟について記して

二代新内 その理由はまだ明らかではないが、 (加賀歳・若歳) へと受け継がれてきた新内の一流派を立 鶴賀加賀八太夫 (初代新内)、

てたい宿願が心底にあったのではなかろうか。

それだけ新内節の評判が高まって、技量のある新内系太夫への入門 たと考えられる。 者が増し、家元の地位を脅かす程の勢力になったことも背景にあっ 家元を頂点にした社中にあって、このように訴訟が起きることは、

技量などから とくに吉右衛門の芸名が芝居番付にもたびたび見られ、彼の芸歴

とまで警戒した。また、吉右衛門は家元の許しなく芸名を変え、そ も訴因になっている。 れも流祖の宮古路加賀太夫に紛らわしい都路加賀太夫に改めたこと 師家之私女子与見掠、往々靍賀家元与可相成巧与相見

年(一八四一)三月十九日、新内の一流派を興す願望も空しく吉右 衛門との示談が成立し済口証文を提出したが、その翌年の天保十二 衛門は没した。享年未詳、即得院究竟日果信士。 しかし、三代目家元が天保十一年(一八四〇)七月十二日、吉右

と頑なに否定してきたが、弟子証文が今もって家元方に残されてい 宮古太夫を名乗ったが、嘉永五年(一八五二)に没した。八十三歳 ることから鶴賀門下になり、岡本姓と新内浄瑠璃は許されて岡本 方の安蔵は、鶴賀二代目家元こんから教えを受けたことはない

文を取り入れて「説教源氏節」と称する一流派を立て、 治頃にかけて流行した。一般には「説教源氏節」を略称して「源氏 この岡本宮古太夫の流れをくむ岡本美根太夫が、新内節に説教祭 幕末から明



節」と呼ばれ、その源氏節太夫の墓石が残されている。

京都市中京区裏寺町六角上ル

誓願寺

(正面

岡本美の松墓

(右面

父 近江屋萬助

母

あふみ屋以し

(台石)

二代目 美の松

建

營之

(左面

小林

新内節 鶴賀

両家の確執

岡本美 展太夫

おわりに

次の記事によっても知ることができる。

「家生した新内浄瑠璃は、鶴賀家元に帰することが確定した。

「家生した新内浄瑠璃は、鶴賀家元に在ることが確定した。

「ないし、これまで二代・三代の家元が首尾一貫して家元の許しなく、新内浄瑠璃と鶴賀姓を名乗ることが確定した。

「ないることができる。

新内節の事(6)

本所一つ目に住む、近頃新内が名は彼が家に預るれ、鶴賀のゆ本所一つ目に住む、近頃新内が名は彼が家に預るれ、鶴賀のゆ(中略)鶴吉は若狭掾が娘也、行年五十九文化十三江戸の産、

るし文は正統鶴吉より出し来れり

だ鶴賀・新内両家の確執のすべてを物語っている。ているから、この記事を引用したもので、これによって訴訟に及んこの「新内節の事」は文化十年刊『二枚続吾嬬錦絵』に載せられ

そして、鶴賀家元が文化年間から長い間にわたった吉右衛門と安

蔵との一連の係争は、ここに終結した。

愛好者は仕事の合間などには、やゝ鼻にかかった声で一ふし口ずゝ清元などの浄瑠璃と共に古典芸能としてテレビ・ラジオで放送され、今日では新内節が多くの人々に親しまれ、河東・義太夫・常磐津

み、宴席では自慢の喉で披露した。

では鶴賀若狭掾師・新内勝英太夫師が艶のある豊かな声量をもって新内浄曲界の戦前戦後では岡本文弥師・新内志賀大掾師が、近年

活躍されている

は珍しく「新内入り江差追分」がある。

(注) また、新内節は映画・演劇・歌謡曲などの題材にもなり、民謡で

鶴吉(つぢ)の母娘が、義理としがらみの狭間に苦悩しながら危機新内節の鶴賀家元である二代目家元・鶴吉(こん)、三代目家元・

このように歴史の一端を秘めて、伝統ある鶴賀流家元が今に受けを乗り越え、家元の地位と権威を守りぬいた。

継がれている。

注

きました。謹んで感謝を申し上げます。

この小稿を草するにあたり、

先人の高著から多くの学恩をいただ

(1)「古契三娼」(『徳川文芸類聚 第五』国書刊行会、一九一四年)。

(2) 式亭三馬『二枚続吾嬬錦絵』(仙鶴堂、文化十年、国立国会図書館蔵)。

(3) 岡本文弥『文弥芸談』(同成社、一九六三年)。

(4) 藤根道雄『新内研究』(藤根道雄遺稿集刊行会、一九七四年)。

(5) 岡本文弥『新内浄瑠璃古正本考』(同成社、一九七九年)。

(6)「北里見聞録 七巻」(『近世文芸叢書 第十』国書刊行会、一九一一年)。

(7) 『江差追分』(江差追分会、一九八二年)。